

新見市分別収集計画

令和元年5月27日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体（市民、事業者、行政）がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成19年4月から、新規最終処分場である新見市処理センターの供用を開始している。当該処分場の埋立予定期間は令和4年までの15年間であったが、市民のごみ減量化に対する意識の向上や、平成24年6月より開始した小型廃家電回収事業の効果等もあり、当初の予定よりも延命化が図られている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分すべき廃棄物の量を削減する目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画により容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、一般廃棄物の減量や資源の有効利用を図り、最終処分場の延命化と循環型社会の形成に取り組むものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	t 1,533	t 1,501	t 1,468	t 1,435	t 1,402

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、市民団体、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ 環境教育の充実
- ・ 広報誌、ポスター、説明会等による啓発活動の推進
- ・ 資源回収団体への補助
- ・ 生ごみ処理容器への補助
- ・ 分別の徹底を図るため、市広報誌と共に「ごみ収集日程表」の配布
- ・ マイバッグ運動の推進
- ・ 新見市環境衛生協議会、新見市市民環境会議等を通じて、各地域への啓発活動の実施

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、新見市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	空きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
ポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	9 t		8 t		8 t		8 t		8 t	
主としてアルミ製の容器	13 t		12 t		12 t		12 t		12 t	
無色のガラス製容器	(合計) 84 t		(合計) 82 t		(合計) 80 t		(合計) 78 t		(合計) 77 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	84 t	0 t	82 t	0 t	80 t	0 t	78 t	0 t	77 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 86 t		(合計) 84 t		(合計) 82 t		(合計) 80 t		(合計) 78 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	86 t	0 t	84 t	0 t	82 t	0 t	80 t	0 t	78 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 17 t		(合計) 17 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	18 t	0 t	18 t	0 t	18 t	0 t	17 t	0 t	17 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(※1)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	21 t		21 t		20 t		20 t		19 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2 t									
	(引渡額)	(独自処理額)								
	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t	0 t	2 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器(※2)	(合計) 18 t		(合計) 19 t		(合計) 21 t		(合計) 22 t		(合計) 24 t	
	(引渡額)	(独自処理額)								
	18 t	0 t	19 t	0 t	21 t	0 t	22 t	0 t	24 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.2 t									
	(引渡額)	(独自処理額)								
	0.2 t	0 t								
(うち白色トレイ)	(合計) 0.2 t									
	(引渡額)	(独自処理額)								
	0.2 t	0 t								

※1 原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。

※2 飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、国立社会保障・人口問題研究所による推定値を参考として、人口推移の推計を行い、これを基に算出した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
27,633人 (対前年度比) -3.66%	27,044人 (対前年度比) -2.13%	26,454人 (対前年度比) -2.18%	25,865人 (対前年度比) -2.23%	25,275人 (対前年度比) -2.28%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、PTA、子ども会、町内会等の任意団体による集団回収が進んでいる品目については、引き続きこれらの団体が分別収集を優先的に実施できるようにする。

一般廃棄物の種類、処理主体

種類	分別区分	収集運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	空き缶	住民団体による 集団回収及び 市による定期回収	民間業者
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	空きびん	住民団体による 集団回収及び 市による定期回収	民間業者
茶色のガラス製容器			
その他ガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による 集団回収及び 市による定期回収	民間業者
ダンボール製容器	ダンボール		
その他紙製容器包装	紙製容器包装		
ペットボトル	ペットボトル	住民団体による 集団回収及び 市による定期回収	民間業者
ペットボトル以外の プラスチック製 容器包装	プラスチック 容器	住民団体による 集団回収及び 市による定期回収	民間業者
うち白色トレイ	白色トレイ	住民団体による 集団回収及び 市による定期回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の設備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現在の収集形態は、空き缶、空きびん、ペットボトルについては委託業者で選別、圧縮・保管しており、飲料用紙パック、ダンボールについては、委託業者で選別、保管を行っている。

種 類	分別区分	収集容器	処理方法
スチール製容器	空き缶	透明な袋	分別・圧縮・ 保管
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	空きびん	透明な袋	分別・保管
茶色のガラス製容器			
その他ガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛る 透明な袋	分別・保管
ダンボール製容器	ダンボール		
その他紙製容器包装	紙製容器包装		
ペットボトル	ペットボトル	透明な袋	分別・圧縮・ 保管
ペットボトル以外の プラスチック製容器包装	プラスチック容器	透明な袋	分別・保管
うち白色トレイ	白色トレイ	透明な袋	分別・保管

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・ PTA、子供会、町内会等の団体による集団回収を促進するため、報奨金の見直し、集積場所や分別収集機材の整備などの助成事業の実施を検討する。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

1 3 補足（容器包装廃棄物収集予定）

今後の課題として、現状分別収集を行っていないその他プラスチック類容器包装の分別収集があるが、これまで収集体制の整備や市民の負担を考慮して取り組んでいない。

しかし、これは可燃ごみの中でも大きな比重を占めており、ごみ減量化・再資源化の推進を図る上で重要な要素であるため、市民・事業者の協力を得ながら分別収集実施の検討を進めていく。